

淀川労基署がJR東海に指導！ 規程類の訂正は勤務時間内 で行わせること！

昨年3月23日、組合員が『規程類の訂正に伴う未払い賃金請求』について、淀川労基署に申告を行いました。申告を受けた淀川労基署は5月25日以降、数回にわたりJR東海会社へ調査に入りました。

その結果、淀川労基署が会社に指導を行いました。

諦めず！流されずに訴えた淀川労基署への申告は、大きな成果だ！！

JR東海会社は淀川労基署の指導を厳粛に受け止め、訓練時間内で訂正を行え！